

防府市一般廃棄物処理業（ごみの収集及び運搬）の許可に関する要綱

平成4年4月1日制定

（趣旨）

第1条 この要綱は、防府市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成8年防府市条例第27号。以下「条例」という。）第22条第1項の規定により市長が許可する一般廃棄物処理業のうち、ごみの収集及び運搬に係る許可について、条例及び防府市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則（平成8年防府市規則第49号。以下「規則」という。）で定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（許可の対象となる業務の範囲）

第2条 ごみの収集及び運搬に係る一般廃棄物処理業（以下「処理業」という。）について許可の対象となる業務の範囲は、次に掲げるとおりとする。ただし、第1号に規定する業務の範囲を対象とせず、第2号に規定する業務の範囲のみを対象とする場合には許可をすることはできない。

（1） 市内の事業所におけるその活動によって生じた一般廃棄物であつて、次に掲げる事業所に係る一般廃棄物の収集及び運搬

ア 条例第20条第1項の規定により市が定期的に収集、運搬し、処分している事業所以外の事業所

イ 交通の状態その他の事情により、市の正規の収集時間以外の時間に収集作業を必要とする事業所

（2） 火災により生じた家庭系一般廃棄物で、市長が家庭系火災廃棄物であると認められたものの収集及び運搬

（許可の申請）

第3条 処理業の許可を受けようとする者は、規則第14条第1項の規定による一般廃棄物処理業許可・許可更新申請書（規則第8号様式。以下「許可・許可更新申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

（1） 定款及び登記簿謄本（個人の場合は住民票）

（2） 車両台帳及び従業員名簿

（3） 事業所の位置図

（4） 法人市民税（個人の場合は市民税）の納税証明書（直前の2年分）又は滞納がないことの証明書

（5） 自己申告書

（6） 誓約書

（7） 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第14条第

1項の規定により産業廃棄物処理業の許可を受けている者は、その許可証の写し

(8) 事業系ごみ処理依頼証明書(第1号様式)

(9) その他市長が必要と認める書類

(許可期間)

第4条 処理業の許可の期間は、各年度の4月1日から翌年度の3月31日までの2年間とする。ただし、年度途中の申請にあつては、許可の日から翌年度の3月31日までとする。

(許可更新の申請)

第5条 前条の規定による許可期間満了後、引き続き許可を受けようとする者は、その満了する日の1か月前までに許可・許可更新申請書に、第3条第2号及び第4号から第8号までに掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(依頼業務の内容の変更等の届出)

第6条 処理業の許可を受けた者(以下「許可業者」という。)は、収集及び運搬の依頼を受けていた事業所の業務を取り止め、又はその依頼業務の内容に変更があつたときは、直ちにその旨を規則第15条第3項の規定による一般廃棄物処理業許可申請事項変更届出書(規則第13号様式)により、市長に届け出なければならない。

2 許可業者は、新規に収集及び運搬の依頼を受けたときは、前項の一般廃棄物処理業許可申請事項変更届出書(規則第13号様式)及び事業系ごみ処理依頼証明書を提出し市長の承認を得なければならない。この場合、市長の承認を得た後でなければ依頼業務に係る業務を開始してはならない。

(業務実績の報告)

第7条 許可業者は、条例第26条第1項の規定に基づき、毎月の業務の実績を当該月の翌月の10日までに一般廃棄物収集運搬業務実績報告書(第2号様式)により市長に報告しなければならない。

(遵守事項)

第8条 許可業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) ごみの収集及び運搬は、許可業者が自ら行うこと。

(2) 収集及び運搬に当たっては、悪臭、汚水の漏れ等により、周囲に被害や迷惑を及ぼさないよう十分注意すること。

(3) 運搬中に積み荷が散乱し道路を汚さないよう、被覆を施すなど必要な措置をすること。

(4) 収集車両をみだりに路上その他交通に支障を生ずるおそれのある場所に留め置かないこと。

- (5) 収集車両及び器材には社名を表示し、衛生的に維持管理すること。
- (6) 帳簿を備え、一般廃棄物の種類ごとに、収集年月日及び依頼事業所名を記載すること。
- (7) 前号に規定する帳簿について、1年ごとに閉鎖し、閉鎖後5年間は保存をすること。

附 則

この要綱は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第2条第2号の規定は、この要綱の施行の日以後に発生した火災により生じた家庭系火災廃棄物について適用する。

第1号様式

事業系ごみ処理依頼証明書

年 月 日

ごみの収集、運搬を依頼する事業所

所在地 〒 —

名 称

代表者名 印

業 種 電 話 () —

当事業所から排出する下記1のごみの収集、運搬を下記2の者に依頼することを証明します。

記

1. ごみ質及び排出量 (1か月分)

*ごみを排出する事業所が上記と異なる場合の排出場所

所在地 〒 —

防府市

名 称 (店舗名等) _____ 電話番号 _____

[契約金1か月当 円] (単位: kg)

ごみの種類 業務内容	可燃ごみ				資源ごみ							合 計
	紙くず	布くず	厨芥	その他 ()	缶	ペット ボトル	びん	古紙類	紙製容 器包装	紙パッ ク	プラ スチック 製容器 包装	

※粗大ごみ、不燃ごみ、危険ごみの収集運搬を依頼することの有無 (有・無)

2. ごみの収集、運搬を行う業者 (処理業者)

住 所

(所在地)

氏 名

(名称及び代表者名)

第2号様式

一般廃棄物収集運搬業務実績報告書

年 月 日

(宛先) 防府市長

許可番号 第 号

住 所

氏 名

(法人にあっては、その名称、所在地及び代表者の氏名)

年 月分の業務実績を次のとおり報告します。

1. 日計表 収集運搬日数 _____ 日

	可燃ごみ (kg)	資源ごみ (kg)	確認ヤード 搬入ごみ (kg)	計 (kg)		可燃ごみ (kg)	資源ごみ (kg)	確認ヤード 搬入ごみ (kg)	計 (kg)
1					17				
2					18				
3					19				
4					20				
5					21				
6					22				
7					23				
8					24				
9					25				
10					26				
11					27				
12					28				
13					29				
14					30				
15					31				
16					計				

